

石油の数量査定及び価格鑑定について

蔵税第 199 号

昭和 34 年 2 月 12 日

改正 蔵税第 1203 号

昭和 34 年 7 月 25 日

改正 蔵税第 1806 号

昭和 34 年 12 月 4 日

改正 蔵税第 796 号

昭和 36 年 6 月 2 日

改正 蔵関第 518 号

昭和 43 年 5 月 13 日

改正 蔵関第 587 号

昭和 61 年 6 月 6 日

改正 蔵関第 328 号

昭和 62 年 3 月 31 日

改正 蔵関第 1306 号

昭和 62 年 12 月 25 日

改正 蔵関第 331 号

平成 6 年 3 月 31 日

改正 蔵関第 297 号

平成 7 年 3 月 31 日

改正 蔵関第 484 号

平成 7 年 5 月 25 日

改正 財関第 1005 号

平成 13 年 12 月 14 日

改正 財関第 395 号

平成 18 年 3 月 31 日

改正 財関第 420 号

平成 19 年 3 月 31 日

改正 財関第 1418 号

平成 23 年 12 月 21 日

改正 財関第 784 号

令和元年 6 月 13 日

改正 財関第 258 号

令和 6 年 3 月 31 日

改正 財関第 325 号

令和 6 年 4 月 2 日

(1) 石油（以下「油」という。）の数量の測定は、原則として、保税地域とされ

ているタンク（以下「保税タンク」という。）の容量測定により行うこと。

ただし、過去の実績等を勘案し、仕入書に記載された数量と実数量の誤差が通常認められる範囲内のものであることが見込まれる場合等、仕入書に記載された数量を使用して差し支えないと認められる場合には当該記載された数量により、引取数量が引取容器（例えば、タンカー、タンクローリー等）の容量により測定しても差し支えないと認められる場合には当該容量により測定した数量により、又は「揮発油その他の石油類の数量測定に流量計を使用する場合の取扱いについて」（昭和44年11月18日蔵関第3223号）の規定に基づき数量測定を行った場合には当該規定に基づき測定した数量により、それぞれ申告を行わせて差し支えない。

- (2) 一種類の油を保税タンクに蔵入れ又は移入れ（以下「蔵入れ」という。）し、当該タンクより蔵出し又は移出し（以下「蔵出し」という。）し輸入する場合
- (A) 全量を一つのタンクに蔵入れし、蔵出輸入する場合

(イ) 蔵入れの数量及び価格

蔵入数量は油をタンクに入れて、静置した後の実測数量による。静置時間は、原油及び重油については原則として24時間とするが、油種、温度等を勘案して支障がないと認められる場合には、適宜短縮して差し支えないと認められる。以下、実測数量の場合と同じ。ただし、水分が油と分離しており、かつ、その数量が実測される場合には当該水分を控除して差し支えないと認められる。蔵入価格は、実測数量と仕入書面記載数量（仕入書面ネット数量及びグロス数量が併記されている場合はグロス数量）とが、3%以内の差異である場合で、かつ、仕入書面価格が適當と認められるものであれば、その総価額による。したがって、蔵入れされた油の単価は、仕入書面総価額を上記実測数量で控除して算出した価格となる。

(ロ) 蔵出しの数量及び価格

蔵出数量は、原則として後尺検量法によって算出する。したがって、蔵置中の欠減は認めない。ただし、船用油等の場合で必要と認められるときは、前尺後尺検量法を用いて差し支えないと認められる。この前尺後尺方式によるもの又は前項のただし書の規定により引き取られるものについては、これらの蔵出数量と後尺方式による蔵出数量との間に生ずる差異は、当初決定された蔵入数量を基準とし、最終蔵出しの際に調整を加えることとし、その際、蔵置中の欠減があると認められるときは、その分の関税を徴収する。

蔵出価格は、蔵入れの単価に蔵出数量を乗じて算出した価格とする。

- (B) 数個の保税タンクに分割蔵入れし、蔵出輸入する場合

(イ) 蔵入れの数量及び価格

一仕入書の油が数個の保税タンクに分割して蔵入れされる場合には、蔵入数量は各保税タンクにおける実測数量におけることとし、蔵入価格は、蔵入れの合計数量と仕入書面数量とが、3%以内の差異である場合は、前記(2)-(A)-(イ)と同様に仕入書面総価額による。

(ロ) 蔵出しの数量及び価格

(2) - (A) - (ロ) の方法による。

(C) 数港に分割して蔵入れし、蔵出輸入する場合

(イ) 蔵入れの数量及び価格

(a) 最終港以外の輸入港における数量及び価格

蔵入数量は保税タンクに移し入れた際の実測数量による。

蔵入価格は仕入書面単価に実測数量を乗じて算出したものとする。

(b) 最終港における数量及び価格

蔵入数量は、保税タンクに移し入れた際の実測数量による。

蔵入価格は、前記各港における実測数量と最終港における実測数量とを加えた合計数量と仕入書面数量とが3%以内の差異である場合には、原則として仕入書面総価額から前記各港における課税価格を減じたものとする。

(注) 最終港以外の輸入港税関は、最終港税関に蔵入れの数量及び価格を通報し、最終港税関はそれを取りまとめて参考までに関係輸入港税関に通報する。

(ロ) 蔵出しの数量及び価格

(2) - (A) - (ロ) の方法による。

(D) 精製工場において原油を分割移出しする場合

保税タンク蔵置する原油を、精製のためパイプラインによって連続的に精製装置へ直接移出しを行う場合で、輸入者が分割移出しを希望するものについては、各移出しごとの数量を税関で確認することは困難であるので、このような場合には当該保税タンクから連続移出完了後、後尺検量法によつて移出数量を確認するものとし、その際各申告ごとの移出数量は各々納税分を超えないよう留意する。

(3) 価格等の異なる同種かつ同質の油（原則として同一税番、同一税率、同一統計番号に属するもので、かつ、商品的にも同種のもの。ただし、原油又は重油については商慣習上同種のもの（関税定率法第20条の2第1項の規定に基づき同法別表第2710.19号の1の(3)のAの(b)及び第2710.20号の1の(4)のAの(b)に定める税率の適用を受けるもの（農林漁業用A重油）にあっては、これらの税細分に規定する規格の範囲内のものに限る。）として取引される場合で、かつ、取締上特に支障がないと認められる場合は、税率又は統計番号の異なるものでもよい。）を保税タンクに同時蔵置し、これを当該保税タンクより蔵出輸入する場合

(A) 蔵入れの数量及び価格

新たに油を同時蔵置する前後に保税タンクの油の数量を実測して蔵入数量を決定する。

蔵入価格は、新たに蔵入れしたときに(2) - (A) - (イ)により算出した価格とする。

(B) 蔵出しの数量及び価格

(2) - (A) - (ロ) の方法による。

なお、新たに油を移入れし同時蔵置する場合に、既存の油に欠減があれば、その分の関税は直ちに徴収する。ただし、その欠減が僅少な場合は、この調整を便宜次の蔵出しの際に行つても差し支えない。

(C) 保税運送を経た後の蔵入れ又は保税蔵置場より保税工場への移入れの際の数量現品の密度により算出した重量による。

(4) 本船から直接はしけ取りして保税運送する場合

本船から直接はしけ取りして保税運送を行い、保税タンクに蔵入れすることは、タンク事情等のため特にやむを得ないと認められる場合で、かつ、そのはしけが税關において数量確認上支障がないと認められるものである場合に限り、これを認めて差し支えない。

この場合は(2) - (C)の場合に準じて取り扱う。

(5) 同一本船の油を一港において時期を異にして分割蔵入れする場合

特に緊急を要するため全量の蔵入れが終了する前に、先に蔵入れした油を蔵出輸入する場合は、便宜(2) - (C)の場合に準じて取り扱つて差し支えない。

(6) 数量の換算について

Barrel の Kilolitre への換算は、次式による。

$$1 \text{ BBL} = 0.15899 \text{ KL}$$

(7) 密度及び容量の換算について

油の密度及び容量は、日本産業規格 (JIS K2249-4) 付表 I 表 1A 「原油の温度に対する密度換算表」若しくは付表 I 表 2A 「原油の温度に対する容量換算係数表」、付表 II 表 1B 「燃料油の温度に対する密度換算表」若しくは付表 II 表 2B 「燃料油の温度に対する容量換算係数表」又は付表 III 表 1D 「潤滑油の温度に対する密度換算表」若しくは付表 III 表 2D 「潤滑油の温度に対する容量換算係数表」により温度 15 度に換算するものとし、リットル位未満の端数は切り捨てる。

(8) 蔵出しの際の統計番号及び税番適用について

蔵置中の油が長期にわたり、かつ、残量が少なくなつたような場合に、タンク内残油の性質が蔵入当時と異なるものがあつても、それが自然に生じたものである場合は、その蔵出しについては、蔵入れの際の統計番号及び税番を適用し、蔵出数量（重量）はタンク内油の密度により算出して差し支えない。

なお、同時蔵置制度による保税工場の蔵置タンクからの移出しについてもこの取扱いを準用する。

(9) 内貨揮発油のタンクローリーによる未納税引取りについて

保税タンクに蔵置中の内貨揮発油をタンクローリーで引き取る際の未納税引取承認数量は、原則としてタンクローリーの容量により測定した数量（温度換算しない見掛けの数量）とし、この際温度換算した数量を併記する。

なお、保税タンクの帳簿上の記載は、温度換算した数量により行う。

(10) 内貨未納税揮発油の移入れの際における不足数量の取扱いについて

タンクローリーで引き取られた未納税揮発油をその引取先の保税タンクに

移入れする場合において、移入数量の査定をタンクで測定し温度換算して行うときには、当該移入れに係る不足数量の算定は、便宜未納税引取承認数量と当該移入数量とを温度換算の上、比較して行う。（揮発油税法基本通達第47条（不足数量に対する取扱い）参照）